



アメリカンインターナショナルグループ 第三者の行動規範

発行日：2012年1月
最終更新日：10/31/2019

はじめに

アメリカン・インターナショナル・グループ・インク、その子会社・関連会社（以下、「AIG」と総称する。）は、最高位の倫理基準に従い、米国およびAIGが事業を展開する地域のすべての適用法令を完全に遵守して、事業活動を行うことに取り組んでいます。この取り組みの一環として、AIGは、取引の相手方たるすべての会社および個人にも適用法に従って行動し、業務を遂行することを期待します。したがって、AIGは各取引先がAIGと同じ主要価値および原則に従って行動することを期待します。各取引先には、サプライヤー、ベンダー、代理店、再委託先、仲立人、コンサルタントおよびAIGの代理として活動するその他のあらゆる第三者（以下「外部取引先様」と総称する。）が含まれますが、これに限定されません。本行動規範は、AIGと共にビジネスを行うすべての外部取引先様に対するAIGの期待をまとめたものです。

適用範囲

本行動規範は、世界各地でAIGと共にビジネスを行うすべての外部取引先様に適用されます。すべての外部取引先様に対し、AIGとの契約締結時または以後の合理的な期間内に、本行動規範1部が交付されるものとします。

基準および期待事項

A. 法令遵守：AIGは外部取引先様がすべての適用法令を完全に遵守して事業活動を行うことを期待します。AIGとの契約上の合意により負う義務に加えて、AIGの代理として行動する場合、AIGはすべての外部取引先様に下記に挙げる義務を果たすことを求めます。下記よりも具体的な条項が契約に定められている場合は、より具体的な条項が優先します。AIGは、本行動規範の遵守状況を評価するため、外部取引先様に対し情報および書類を求める場合があります。

1. 経済制裁、ボイコットの禁止、輸出管理：

- 経済制裁に関する米国および国際法のすべての適用法令を遵守する。
- 米国の経済制裁法に関する法令またはその他の経済制裁に関する適用法令の対象となっている個人、法人、組織または国との取引を行ってはならない。
- 米国政府によって承認された場合を除き、米国政府が支持しないボイコットまたは制限的取引慣行に、参加してはならない。

- 米国内および国際輸出管理、再輸出および輸入に関するすべての適用される制限事項を遵守する。
2. 独占禁止・競争法：
 - 米国および国際的な独占禁止・競争に関するすべての適用法令を遵守する
 - 外部取引先様が営業するすべての市場において合法的に競争する。
 - AIG の競合他社に関する機密データは、必ず合法的かつ適切な情報源から入手する。
 - 価格、入札、売上、談合、マーケットの割当またはその他の競争上の機密情報に関する話し合いを、競合他社と行ってはならない。
 3. マネーロンダリングの禁止：
 - マネーロンダリングやテロリストの資金供与の調査・防止・報告に関する米国内および国際法のすべての適用法令を遵守する。
 4. 腐敗防止：
 - 米国内および国際的な腐敗防止に関するすべての適用法（米国海外腐敗行為防止法（FCPA 法）を含む。）のほか、汚職、ゆすり、リベートまたは贈収賄を禁止するすべての適用法（英国 2010 年贈収賄法を含む。）を遵守する。
 - 取引を獲得もしくは保持すること、または取引上の優位性を確保することを目的として、賄賂の支払またはその他の不適切な利益の提供を行ってはならない。
 - 取引を獲得するまたは維持する、もしくはビジネスの優位性を保持する目的で、政府が所有するまたは政府が管理する団体の従業員を含む政府関係者に対して、金銭の支払やその他なんらかの価値のあるものを約束したり、申し出たり、許可してはならない。
 - 取引の本質を正確に反映した帳簿書類を保管する。
 5. 個人情報保護、データセキュリティ：
 - 米国内および国際的なプライバシー保護およびデータ保護に関するすべての適用法令（国境を越えた個人情報の移動に関する法令を含む。）を遵守する。
 - AIG から受領し、または AIG の代行者として処理したすべての個人情報の秘密性および完全性を確保し保護するために、適切な手順、予防措置および規制を維持する。
 - AIG から受領し、または AIG の代行者として処理した個人情報が漏洩した場合は、AIG に直ちに通知する。
 - AIG から受領し、または AIG の代行者として処理した個人情報に関係のある個人から苦情または要請を受け取った場合は、AIG に直ちに通知する。
 6. インサイダー取引：
 - AIG に関する重要情報や非公開情報を保有する間は、普通株、債券、または AIG が発行する可能性のあるその他の種類の有価証券を含む AIG の有価証券を売買してはならない。

- AIG のために業務を行う過程で取得した重要な非公開情報を保有する間は、当該他社（AIG と提携していない会社を含む）の有価証券を売買してはならない。
- AIG との契約に関連して得られる重要な非公開情報を受領している間は、AIG または他の法人に関する重要な非公開情報を他者に伝えたり（または「助言」したり、）、ないしは関連する有価証券の売買を他者に勧めたりしてはならない。

B. 機密情報：AIG は外部取引先様に対し、AIG から受領もしくは AIG の代理として処理した、もしくは AIG が開示した非公開の個人情報を含むすべての専有機密情報を「機密」として保持すること、および外部取引先様の従業員が適切な機密保持義務を負い、適切な教育を施すなどの方法を含む、当該情報保護のための事前注意策を講じることを期待します。法の要請、AIG の書面による同意、または外部取引先様と AIG の間の書面による合意がない限り、機密情報の開示は認められません。外部取引先様との契約上、より具体的な秘密保持条項が定められている場合は、その契約の条項が優先します。

C. 利害相反：AIG は、外部取引先様に対し、AIG との間の実際のまたは潜在的な利益相反を避けることを期待します。貴社内に金銭的利益を有する近親者（配偶者等）を持つ AIG の社員と、故意に直接の取引をしてはいけません。

D. 知的財産権：AIG は外部取引先様に対し、AIG ならびにその取引先およびサプライヤー（他の外部取引先様を含む。）の知的財産を保護すること、また、AIG または他者の知的財産を、AIG または当該知的財産の所有者の明示的な書面による同意を得ずに、他の第三者に対して使用または開示することについて、事前に AIG または当該所有者に相談することを求めます。AIG または当該所有者は、引き続き当該知的財産の所有者であるものとし、いかなる権利または利益も外部取引先様に移転されません。

E. 記録の保存・管理：AIG は外部取引先様に対し、AIG の運営管理に関する情報が記載され、かつ/または、法的または規制上の保存要件の適用を受ける記録（「AIG 記録」）を作成すること、または AIG の代理として保存する AIG の記録をすべての適用法令上の保存要件に従って保存することを求めます。外部取引先様との契約に、より具体的な記録の保存・管理に関する条項が定められている場合は、その契約の条項が優先します。

違反行為

AIG は、AIG の代理として行動する際に米国および国際的に適用されるすべての法律を遵守する外部取引先様と取引を行います。AIG は本行動規範に定める基準を遵守しない外部取引先様との保留中の発注または契約を終了することがあります。AIG はこれに伴う一切の責任を負いません。

違反行為の通報

AIG は外部取引先様に対し、本行動規範に対する違反について AIG グローバル・コンプライアンス・グループ (corporatelegalcompliance@aig.com) に報告することを求めます。

国内法により認められる場合、外部取引先様は、AIG コンプライアンス・ヘルプライン（1-877-AIG-2210、www.aigcompliancehelpline.com。）まで匿名で通報することもできます。

改訂および承認

日付	バージョン
2012年1月	1.0
2018年12月	2.0
2019年10月	3.0